

4 景観形成基準

(1) 建築物・工作物

1) 景観形成基準

① 伝建地区エリア（特定物件，特定物件以外の物件）

項目	特定物件	特定物件以外	ページ
配置 ・ 規模	【住宅】 —	【伝建条例】 A1 新築の場合は，公道と建築物の最も突出する部分との間に 2m 以上の空間を設ける。	31
	(現状からの変更不可)	【伝建条例】 A2 公道との間に庭等の空間が取れない場合は，イヌマキの生垣の設置により，周囲の景観と調和したものとする。また，名勝庭園の借景となる場所については，景観を著しく損なわない位置とする。	31
	【その他(蔵・倉庫等)】 (現状からの変更不可)	【伝建条例】 A1 A2 住宅の建築位置の項目に準じる。	31
	【工作物】 B1 山なみの稜線や借景を保全する配置・規模とする。 B2 歴史文化的な街なみの景観の保全に配慮した配置・規模とする。	左に同じ	64
高さ	【住宅】 (現状からの変更不可)	【伝建条例】 A3 規模は棟高 8m 以下で，原則，平屋建てとし，軒先の高さは 4m 以下とする。	33
	—	【伝建条例】 A4 敷地の関係で平屋建てが建築できない場合は，2 階建て以下とする。その場合の規模は棟高 10m 以下で，公道から 4m 以上の空間を設けるとともに，公道と敷地との各境界を起点とする 45 度の直線の範囲外に建築するものとする。	33
	【その他(蔵・倉庫等)】 (現状からの変更不可)	【伝建条例】 A5 棟高 8m 以下で，主屋等の高さを超えないものとする。	33
	【視点場の眺望保全範囲内の建築物・工作物】 —	A6 眺望確保範囲内における建築物等の高さは，視点場における高さ 1.5m の高さから見て，眺望保全ラインである現況の地区内の建築物の外形線や山なみの稜線を超えないようにする。	34

項目		特定物件	特定物件以外	ページ
形態・意匠	外観	【工作物】 (現状からの変更不可)	B3 工作物の高さは、周辺の街なみから突出しない高さとなるよう配慮する。また、背景となる山なみや丘陵地を遮らない高さとする	64
		【住宅】 (現状からの変更不可)	【伝建条例】 A7 住宅の様式は、原則、和風とし、木造軸組又はデザインに配慮した構法とする。外部意匠を考慮し、周囲の伝統的建造物に調和したものとする。 また、やむをえず公道に面する部分にベランダ、出窓等外部に張り出しを設ける場合は、見えないように工夫するか、周囲景観に調和させるよう努めるものとする。	35
		【その他(蔵・倉庫等)】 (現状からの変更不可)	【伝建条例】 A8 和風とし、原則として木造軸組とする。外部意匠を考慮し、周囲の伝統的建造物に調和したものとする。	36
		【その他(工作物)】 (現状からの変更不可)	B6 2次製品のカーポート等を設置する場合は、直接道路に開口部を設けずに配置し、景観に配慮した色彩に努め、道路から見えないように植栽や塀等を外周に設置するものとする。	65
	屋根形状	【工作物】 B4 周辺の山なみや歴史文化的な街なみと調和したまとまりのある形態・意匠・素材とする。	左に同じ	64
		【住宅】 (現状からの変更不可)	【伝建条例】 A10 入母屋、切妻、寄棟等の2方向以上に勾配があり、平坦面を持たない屋根とし、軒の出を設ける。 A12 屋根には、採光窓、換気窓、太陽光発電等の突起物がないものとする。 A13 屋根勾配は原則4寸5分勾配とし周囲の伝統的建造物に調和したものとする。 A14 屋根瓦は、黒色又は銀ねずみ色の和瓦(粘土瓦、陶器瓦、セメント瓦等)とする。	37 ～ 39
			A11 母屋・住宅の屋根形式は、片流れ(片勾配)の屋根を禁止する。	37
		【その他(蔵・倉庫等)】	【伝建条例】 A10 ～ A14 住宅の屋根形状の項目に準じる	37 ～ 39
	外装材	【住宅】 ■庇 【伝建条例】 A16 瓦葺き又は板葺き若しくは金属葺(茶褐色又は灰色)とする。	左に同じ	41

項目		特定物件	特定物件以外	ページ
形態・意匠	外装材	■軒【伝建条例】 A17 軒裏は木質系材料とし、雨樋の色は茶褐色又は灰色とする。	左に同じ	42
		■外壁【伝建条例】 A18-1 ささらこ押縁下見板張、焼杉板張、豎羽目板張、白漆喰塗等の木質系又は無彩色に近い仕上げとする。	【伝建条例】 A18-2 ささらこ押縁下見板張、焼杉板張、豎羽目板張、白漆喰塗等の木質系又は無彩色に近い仕上げ、若しくはこれらに類するもので、色は茶、木目調、白、乳白色、灰色等を基本とする。	42
		■建具【伝建条例】 A20 外壁等と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。 外部に面する建具・雨戸は木製外壁等と調和する木製等とし、玄関は引戸とする。 色は茶、黒褐色系又はこれらに類するものを基本とする。開口部の特に必要な箇所には格子を取り付けるものとする。	左に同じ	44
		■車庫・倉庫の扉 A21 公道から見える扉は、木製とする	A22 鋼製のシャッターを設置する場合は、歴史的景観に配慮したシャッター意匠とする。	46
		■基礎【伝建条例】 A23 自然素材を多く用い、金属部分や合成樹脂系素材部分が目立たないように、周囲の景観と調和する材料・仕上げ・着色とする。見え掛かりの大きな部分は板壁で隠すものとする。	左に同じ	46
		【その他(蔵・倉庫等)】 ■庇(ひさし)【伝建条例】 A16 住宅の庇の項目に準じる。	左に同じ	41
		■軒(のき)【伝建条例】 A17 住宅の軒の項目に準じる。	左に同じ	42
		■外壁【伝建条例】 A19-1 伝統的建造物の特性に類似したものとし、色は茶、白、乳白色、灰色を基本とする。	【伝建条例】 A19-2 伝統的建造物の特性に類似したものとし、色は茶、木目調、白、乳白色、灰色等の木質系又は無彩色に近い仕上げとする。	42
		■建具【伝建条例】 A20 住宅の建具の項目に準じる。	左に同じ	44
		■基礎【伝建条例】 A23 住宅の基礎の項目に準じる。	左に同じ	46
		【工作物】 B5 周辺の歴史文化的な街なみと調和した素材とする。	左に同じ	65

項目	特定物件	特定物件以外	ページ
屋外設備等	【住宅】〔伝建条例〕C1 公道から見えない配置・形状とし、外観上目立たない材料・仕上げ・着色とする。	左に同じ	47
	【住宅・その他(蔵・倉庫等)】 ■配管〔伝建条例〕C2 配管は公道に面した石垣等に露出させないものとする。	左に同じ	48
	■自動販売機C3 設置は、歴史的景観に調和するように配慮するものとする。	左に同じ	48
色彩	D1 ・全てにおいて極端に暗い『見た目の黒』は避け、生垣や母ヶ岳等、自然色彩に調和する色彩とする。 ・別に定める基準外の色を使用する場合は、市との協議等を経て、市長が認めた場合のみとする。 ※別表 第一種色彩基準	左に同じ	50
外構・緑化等	■腕木門 (現状からの変更不可)	〔伝建条例〕E1 伝統的建造物に準じたものとする ・新たに腕木門を設置する場合は、既設の腕木門の配置・形状・素材・構造・色彩に準じたものとする。 ・構造の基準は、格式によって設定せず現況の景観と調和したものとする。	53
	■石垣・擁壁 (現状からの変更不可)	〔伝建条例〕E2 公道に面する部分及び見え掛かりとなる部分の石垣・擁壁・石塀は、保存地区内の伝統的な石垣とする。 石垣は、野面の切石または玉石とし、石面は伝統的な石垣の仕上げ・積み方と同等とする。 素材は、極力地元産を使用するものとし、調達が困難な場合は、既存の石材と同等の県内産のものとする。	53
	■石柱門・門壁 (現状からの変更不可)	〔伝建条例〕E4 配置・形態・構造・素材は、既存の伝統的建造物に準じたものとする。	56
	■出入口部の柵・門扉E6 出入口部の柵や門扉の設置は、周囲の景観と調和する、木製若しくは鋼製の茶系塗装とする。	左に同じ	58
	—	■その他(出入口)E8 出入口付近は、石畳や石段風の仕上げとするように努める。色彩は、景観形	58

項目	特定物件	特定物件以外	ページ
外構 ・ 緑化等		成基準 D1 及び D2 に準ずるものとする。	
	■植栽の配置 E9 ・空地、駐車場等は、沿道の石垣や植栽との調和に配慮する。 ・沿道に規模の大きな建物を建設する場合は、駐車場に植栽等行うものとする。	左に同じ	59
	■生垣 E10 生垣の樹種は、低木に茶の木、高木のイヌマキ（またはラカンマキ）、竹とする。	左に同じ	60
	■植栽 E12 植栽は、既存のイヌマキ、茶等の在来種を優先し、外来種を除いたものとする。ただし、公道から見えないう敷地内に配置し、高さを3m以内に抑える場合は、この限りではない。 植栽の配置は、周辺の伝統的建築物・工作物を損傷しない配植とする。 周囲の景観と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。 ※エリア設定あり	左に同じ	62
	■その他〔伝建条例〕 E14 周囲の景観と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。	左に同じ	63

*公道とは、県道、市道、公衆用道路のほか回遊ルートとして通り抜けできる道を含む。

② 景観形成重点地区（伝建地区エリアを除く）

項目		景観形成基準	ページ 基準No.
配置 ・ 規模		山なみの稜線や借景を保全する配置・規模とする。	64 B1
		歴史文化的な街なみの景観の保全に配慮した配置・規模とする。	64 B2
高さ		工作物の高さは、周辺の街なみから突出しない高さとなるよう配慮する。また、背景となる山なみや丘陵地を遮らない高さとする。	64 B3
		【視点場の眺望保全範囲内の建築物・工作物】 眺望確保範囲内における建築物等の高さは、視点場における高さ 1.5m の高さから見て、眺望保全ラインである現況の地区内の建築物の外形線や山なみの稜線を超えないようにする。	34 A6
形態・意匠	外観	【住宅】 住宅の様式は、原則、和風とし、木造軸組又はデザインに配慮した構法とする。外部意匠を考慮し、周囲の伝統的建造物に調和したものとする。 また、やむをえず公道に面する部分にベランダ、出窓等外部に張り出しを設ける場合は、見えない工夫をするものとする。	35 A7
		【倉庫・車庫等】 倉庫・車庫等は、周囲の伝統的建造物に調和したものとする。	36 A9
		【その他(工作物)】 2 次製品のカーポートを設置する場合は、直接道路に開口部を設けずに配置し、景観に配慮した色彩に努め、道路から見えないように植栽や塀等を外周に設置するものとする。	65 B6
		【工作物】 周辺の山なみや歴史文化的な街なみと調和したまとまりのある形態・意匠・素材とする。	64 B4
	屋根形状	【住宅】 片流れ（片勾配）の屋根は禁止する。	37 A11
		屋根瓦は、黒色又は銀ねすみ色の和瓦(粘土瓦、陶器瓦、セメント瓦等)とする。 【その他(店舗・倉庫・車庫等)】 屋根瓦の色彩や形状は、周囲の伝統的建造物に調和するものとする。	39 A14
	外装材	■建具 外壁等と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。外部に面する建具・雨戸は木製外壁等と調和する木製等とし、玄関は引戸とする。色は茶、黒褐色系又はこれらに類するものを基本とする。開口部の特に必要な箇所には格子を取り付けるものとする。	44 A20
		■車庫・倉庫の公道から見える扉は、木製とする。	46 A21
		■シャッター 鋼製のシャッターを設置する場合は、歴史的景観に配慮したシャッター意匠とする。	46 A22
		周辺の歴史文化的な街なみと調和した素材とする。	65 B5

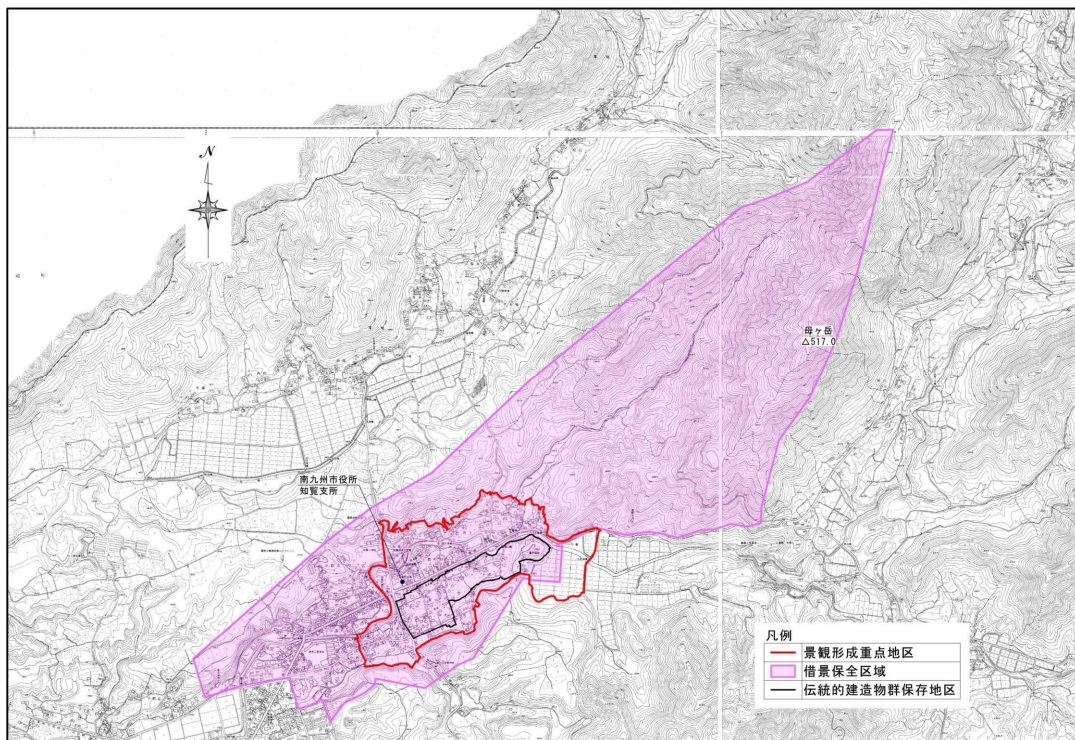
項目	景観形成基準	ページ 基準No.
屋外 設備等	【住宅・その他（蔵・倉庫等）】 公道から見えない配置・形状とし、外観上目立たない材料・仕上げ・着色とする。	47 C1
	■配管 配管は公道に面した石垣等に露出させないものとする。	48 C2
	■自動販売機の設置は、歴史的景観に調和するように配慮するものとする。	48 C3
色彩	※別表 第2種色彩基準 ■全てにおいて極端に暗い『見た目の黒』は避け、生垣や母ヶ岳等、自然色彩に調和する色彩とする。 ■別に定める基準外の色を使用する場合は、市との協議等を経て、市長が認めた場合のみとする。	51 D2
外構 ・ 緑化等	■腕木門 ・伝統的建造物に準じたものとする。 ・新たに腕木門を設置する場合は、既設の腕木門の配置・形状・素材・構造・色彩に準じたものとする。 ・構造の基準は、格式によって設定せず、現況の景観と調和したものとする。	53 E1
	■石垣・擁壁 ・擁壁は、歴史的景観に配慮した形態・意匠・素材を工夫するものとする。 ・地域を特徴づける石垣や既存の樹木等はできる限り保全・活用するものとする。 ・長大な壁面、人の目線よりも高い擁壁は、極力避け、圧迫感のないものとする。 ・化粧ブロック等のけばけかしい色彩の使用や吹付塗装等は避け、自然石に準じる仕上げとする。地域を特徴づける石垣や既存の樹木等はできる限り保全・活用する。	54 E3
	■石柱門・門壁 配置・形態・構造・素材は、既存の伝統的建造物に準じたものとする。	56 E4
	■塀・柵 ・公道に面する部分及び見え掛かりとなる部分は、周囲の景観と調和し、歴史的風致を著しく損なわないもの若しくは植栽と一体となったものとする。 ・塀や柵に新建材を使用するときは、周囲の景観と調和し、自然素材に準じる仕上げとなるよう、配慮する。	57 E5
	■出入口部の柵・門扉 ・出入口部の柵や門扉の設置は、周囲の景観と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。 ・門扉は、自然素材とうまく組み合わせることや、自然素材に準ずるような仕上げとし、周囲の景観と調和するものとする。	58 E7
	■その他（出入口） 出入口付近は、石畳や石段風の仕上げとするように努める。色彩は、景観形成基準 D1 及び D2 に準ずるものとする。	58 E8

項目	景観形成基準	ページ 基準No.
外構・ 緑化等	■植栽の配置 - 空地，駐車場等は，沿道の石垣や植栽との調和に配慮するものとする。 - 沿道に規模の大きな建物を建設する場合は，駐車場に植栽等行うものとする。	59 E9
	■生垣 生垣の樹種は，イヌマキ（またはラカンマキ），茶，アカメガシ，オウゴンマサキ，イスノキ，カンツバキ，竹などとする。	60 E11
	■植栽 ※エリア設定あり - 植栽は，既存のイヌマキ，茶等の在来種を優先し，外来種を除いたものとする。ただし，公道から見えないよう敷地内に配置し，高さを3m以内に抑える場合は，この限りではない。 - 植栽の配置は，周辺の伝統的建築物・工作物を損傷しない配植とする。 - 周囲の景観と調和し，歴史的風致を著しく損なわないものとする。	62 E12
	※エリア設定あり - 植栽は，原則として，外来種を除いたものとする。ただし，一人で持ち運べる鉢植えとして家先に飾る場合や，公道から見えないよう敷地内に配置し，高さを3m以内に抑える場合は，この限りではない。 - 周囲と調和しない華美な色彩の花や葉物は，避けるものとする。	62 E13

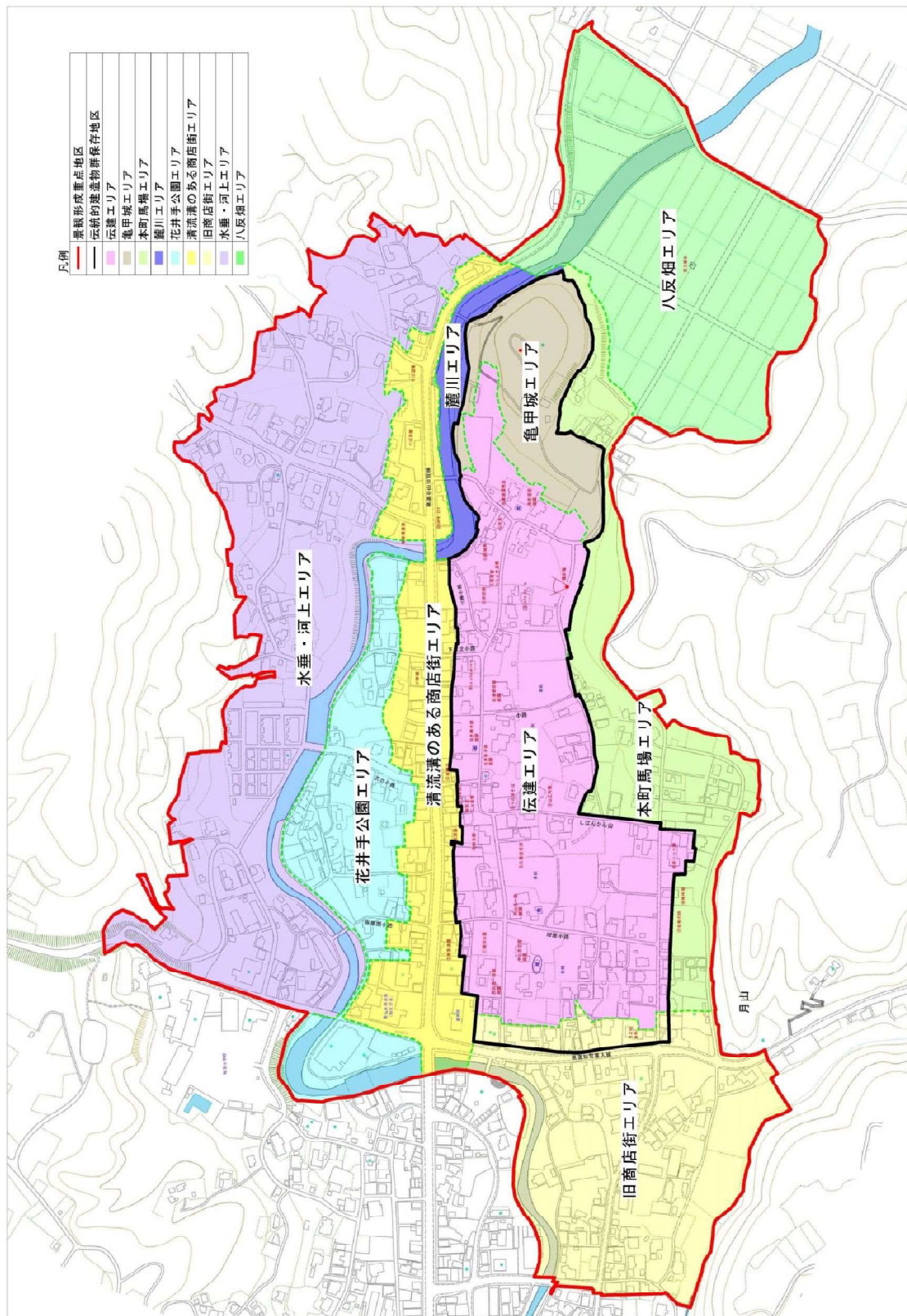
*公道とは，県道，市道，公衆用道路のほか回遊ルートとして通り抜けできる道を含む。

③ 借景保全区域

借景保全区域の建築物及び工作物(再生エネルギーを除く)は，「南九州市景観計画」と同様とする。※南九州市景観計画ガイドライン参照のこと。



知覧武家屋敷周辺地区 区域図



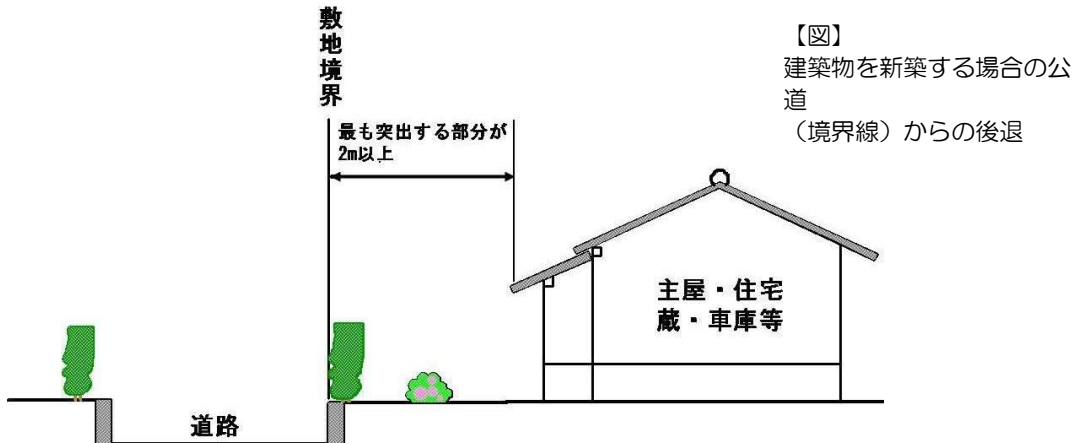
景観形成重点地区のエリア区分図

2) 建築物

① 配置・規模

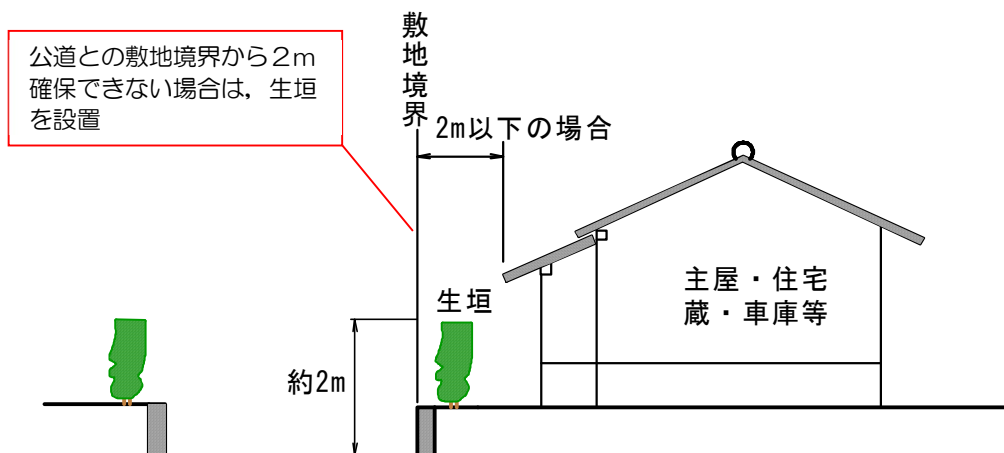
A1	【住宅・蔵・倉庫・車庫等】 新築の場合は、公道と建築物の最も突出する部分との間に 2m 以上の空間（庭等）を設けるものとする。	伝建
----	---	----

➡ 建築物の維持管理をする空間として、公道と建築物の最も突出する部分との間に 2m 以上の空間を設け、ゆとりある沿道景観を創出します。



A2	【住宅・蔵・倉庫・車庫等】 公道との間に庭等の空間が取れない場合は、イヌマキの生垣の設置により、周囲の景観と調和したものとする。 また、名勝庭園の借景となる場所については、景観を著しく損なわない位置とする。	伝建
----	--	----

➡ 本馬場通りの生垣の高さは、公道の路面から最低 2.0m までは生長させ・維持するものとします。



② 高さ

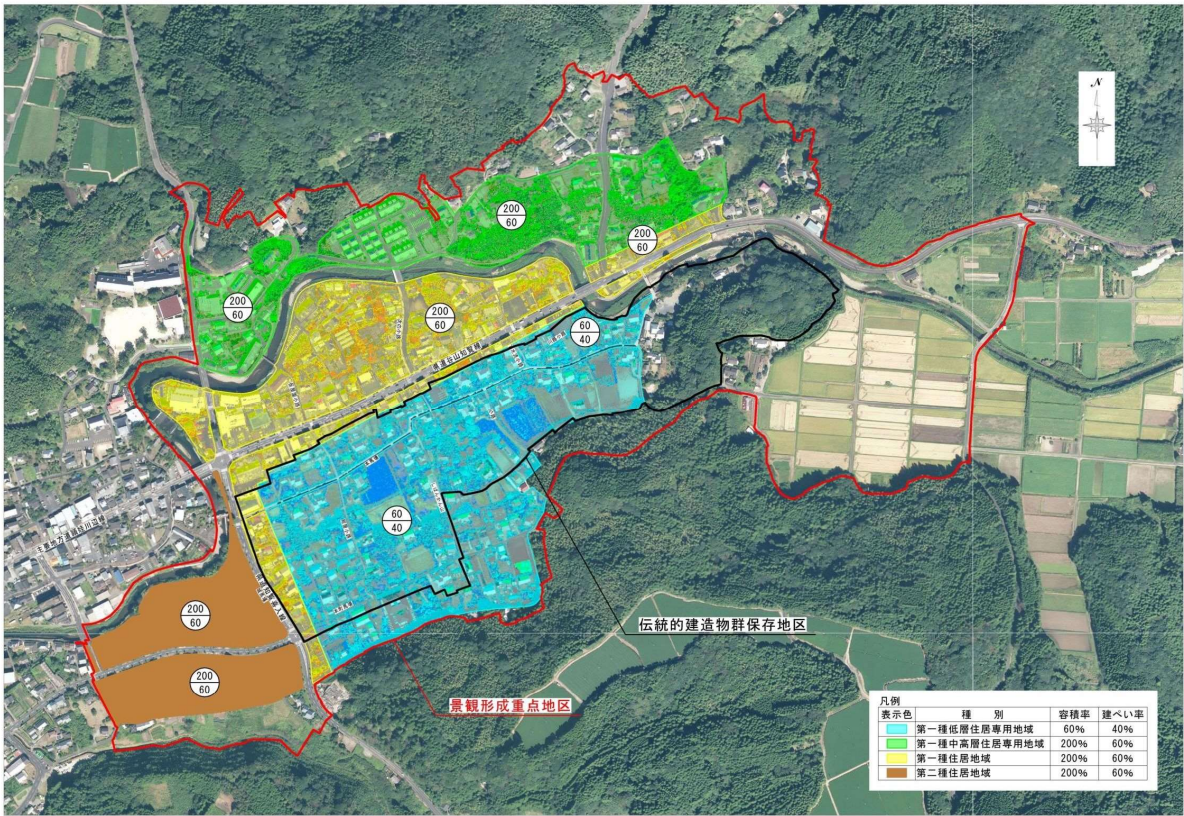
表 景観形成地区別の建築物の高さの景観形成基準の一覧

エリア	形状	住宅		その他(倉庫.車庫など)
		棟高	軒高	棟高
伝建地区		原則) 8m 以下 特例) 10m 以下	4m 以下	8m 以下
(伝建地区除く) 景観形成重点地区		建築基準法に従う 一部地域 10m以下	—	建築基準法に従う 一部地域 10m以下※

(参考)

第一種低層住居専用地域 ⇒ 絶対高さ制限 10m

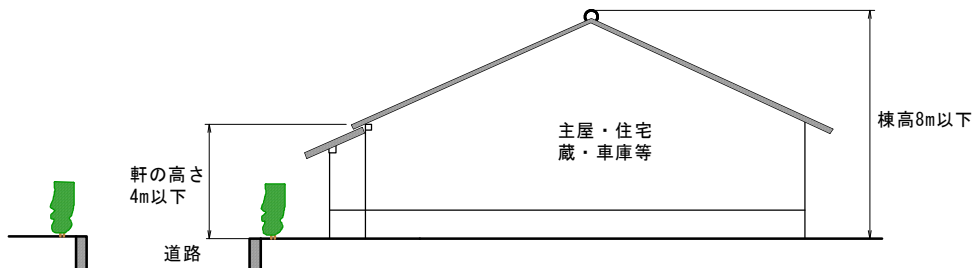
第一種中高層住居専用地域, 第一種・二種住居地域 ⇒ 絶対高さ制限 なし



区域図と用途地域

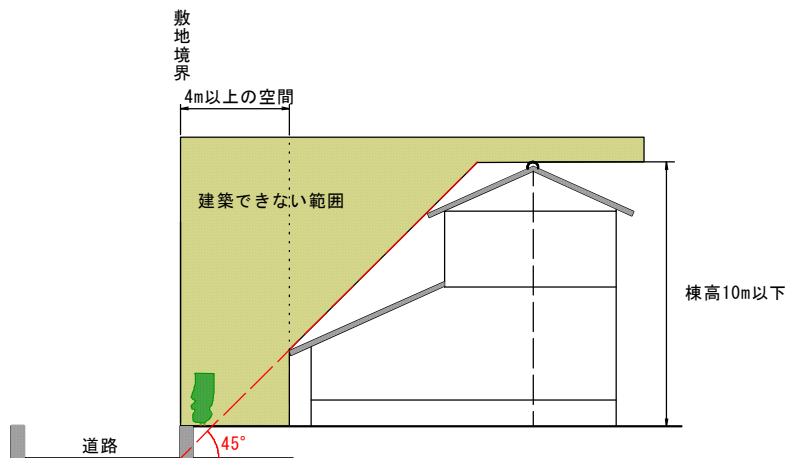
A3	【主屋・住宅】 規模は棟高 8m 以下で、原則、平屋建てとし、軒先の高さは 4m 以下とする。	伝建
A4	【主屋・住宅】 敷地の関係で平屋建てが建築できない場合は、2 階建て以下とする。その場合の規模は棟高 10m 以下で、公道から 4m 以上の空間を設けるとともに、公道と敷地との各境界を起点とする 45 度の直線の範囲外に建築するものとする。	

➡ 敷地の制約があり、平屋建てができない場合は、2 階建てを建築できるものとしますが、公道から見えないよう、基準の範囲内に主屋を収める必要があります。



軒先の高さとは、その建築物の最も高い屋根の軒先と建築物の建つ土地の地表面との距離のこと。

【伝建地区・平屋】高さ

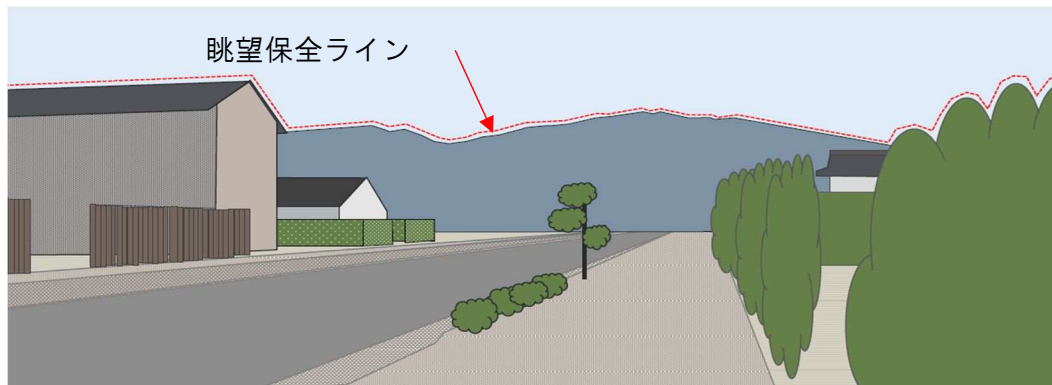


【伝建地区・2階建て】高さ

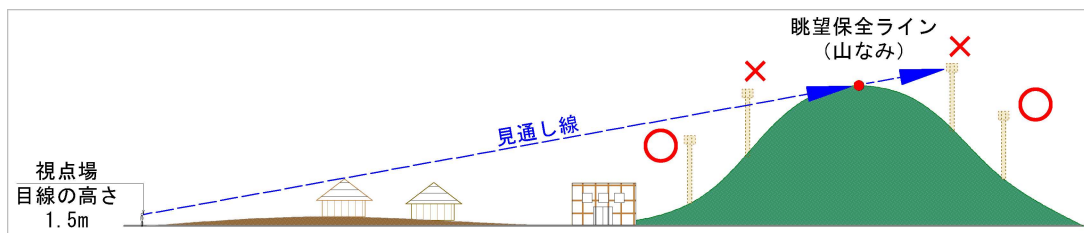
A5	【その他(蔵・倉庫等)】 棟高 8m 以下で、主屋等の高さを超えないものとする。	伝建
----	--	----

A6	【視点場の眺望保全範囲内の建築物・工作物】 眺望確保範囲内における建築物等の高さは、視点場における高さ1.5mの高さから見て、眺望保全ラインである現況の地区内の建築物の外形線や山なみの稜線を超えないようにする。	全区域
----	---	-----

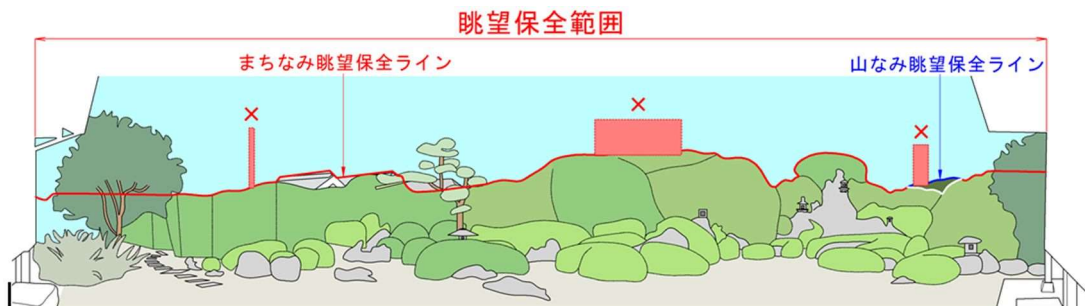
- ➡ 建築物や工作物を新たに建築する場合は、目線の高さ1.5mから見通して見える山なみの稜線を眺望保全ラインとして、これを超えないこととします。
- ➡ 重要な視点場である平山克己邸庭園および竹林前は、その眺望保全範囲において、建築物や工作物を新たに建築する場合は、山なみ眺望保全ライン・街なみ眺望保全ラインを超えないこととします。



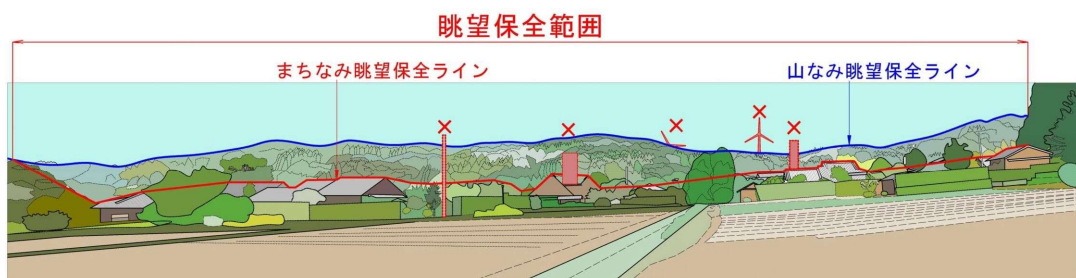
イメージ図



イメージ断面図



重要な視点場「平山克己邸庭園」



重要な視点場「竹林前」

③ 外観

A7	【主屋・住宅】 住宅の様式は、原則、和風とし、木造軸組又はデザインに配慮した構法とする。外部意匠を考慮し、周囲の伝統的建造物に調和したものとする。 また、やむをえず公道に面する部分にベランダ、出窓等外部に張り出しを設ける場合は、見えないように工夫するか、周囲景観に調和させるよう努めるものとする。	全区域
----	---	-----

- ➡ 和モダンのデザインは、屋根形状や色彩の工夫が必要です。
- ➡ 伝建地区においては、公道側ではなく、裏側にベランダ、出窓等を設けます。それ以外の場所では、植栽等で見えないよう工夫をします。
- ➡ 壁面に設置する煙突等の工作物は、その上端が屋根から突出しないよう配慮し、周囲に調和するよう色合い等の工夫を行います。

● 和風デザインで、周辺の伝統的建造物に調和している住宅の例



✕ 周辺の伝統的建造物に調和しない・好ましくない住宅の例



- ・公道沿いからベランダや出窓が見える住宅
- ・洋風、カントリー風、ログハウス風、急な屋根勾配なデザインの住宅
- ・鉄筋コンクリート造りの陸屋根の住宅

A8	【蔵・倉庫・車庫等】 和風とし、原則として木造軸組とする。 外部意匠を考慮し、周囲の伝統的建造物に調和したものとする。	伝建
----	--	----

- ➡ 蔵を新たに建築する場合は、周囲の特定物件の蔵と同様に、白漆喰の壁の木造軸組みにします。
- ➡ 倉庫や車庫を設置する場合、本馬場通り・小路の公道から見える部分については、原則、木造軸組みとし、扉も木造とします。公道から見えない場所の扉は、鋼製のシャッターを使用できます。

● 和風で周辺の伝統的建造物に調和する車庫の例



公道沿いの木造軸組み車庫



公道から見えない車庫の配置

✕ 周辺の伝統的建造物に調和しない・好ましくない蔵の例



ベージュ色の外壁の蔵

A9	【倉庫・車庫等】 倉庫・車庫等は、周囲の伝統的建造物に調和したものとする。	全区域
----	---	-----

- ➡ 伝建地区以外の地域における倉庫や車庫の設置は、形状・構造・材質に関わらず周囲の伝統的建造物に調和するデザイン、色彩の工夫が必要です。
- ➡ 鋼板外壁の倉庫や車庫の場合は、外壁やシャッターの色をこげ茶色等、景観に調和する色にする必要があります。屋根の形状は、片流れも可能ですが、勾配を緩くする必要があります。

● 周辺の伝統的建造物に調和する車庫・倉庫の例



車庫兼倉庫（シャッター付き）



和風・木造の車庫



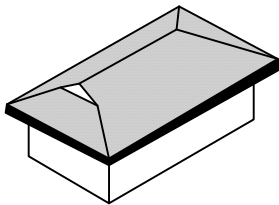
和風・板壁の工夫

④ 屋根

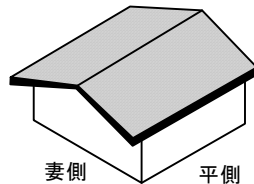
A10	【住宅・その他(蔵・倉庫等)】 入母屋、切妻、寄棟を基本として、2方向以上に勾配があり、平坦面を持たない屋根とし、軒の出を設ける。 (屋根形状は、下図参照)	伝建
A11	母屋・住宅の屋根形式は、片流れ(片勾配)の屋根を禁止する。	全区域

【ポイント】全区域において、母屋・住宅の片流れの屋根形式は禁止しますが、公道から見えない場所に配置する車庫・倉庫では可能です。

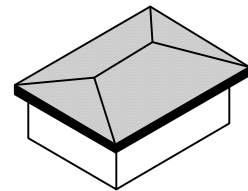
伝建地区で望ましい屋根形式



入母屋(いりもや)屋根



切妻(きりつま)屋根



寄棟(よせむね)屋根



このほか、屋根形式ではありませんが、古くからの住宅には、かつての茅葺屋根の名残から、長く大きめの下屋(げや。主となる屋根の下に差し出た屋根)がつくものが多く、二重に屋根をかぶせたような独特の雰囲気があります。

下屋をとることで日陰が生まれるとともに、武士のくらした街なみの保全にもつながります。

A12	【住宅・その他(蔵・倉庫等)】 屋根には、採光窓、換気窓、太陽光発電等の突起物がないものとする。	伝建
-----	--	----

▶ テレビ・衛星放送アンテナは、屋根の上に設置せず、公道から目立ちにくい、壁面に設置するなど工夫するものとします。



太陽光発電施設の屋上設置



温水器設備の設置



テレビアンテナの屋上設置



屋根に煙突



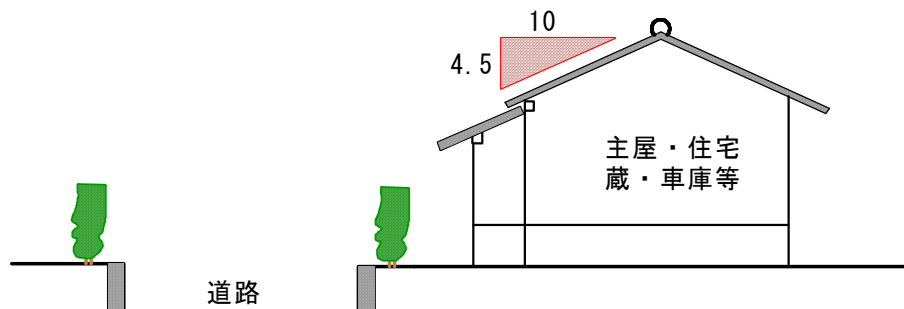
屋根に煙突や採光窓



屋根に採光窓やアンテナ

※その他地区で屋根に太陽光発電を設置する場合、太陽光発電施設の 70 ページ参照

A13	【住宅・その他(蔵・倉庫等)】 屋根勾配は、原則 4 寸 5 分勾配とし周囲の伝統的建造物に調和したものとする。	伝建
-----	--	----



【伝建地区】屋根勾配

A14	【住宅・その他(蔵・倉庫等)】 屋根瓦は、黒色又は銀ねずみ色の和瓦(粘土瓦、陶器瓦、セメント瓦等)とする。	伝建
-----	---	----

〔ポイント〕 上記を基本としますが、和瓦風であれば平板瓦、新素材瓦も使用できます。

● 使用できる瓦の例



和瓦(粘土瓦・陶器瓦) 黒色



和瓦(粘土瓦・陶器瓦・セメント瓦) 銀ねずみ色



平板瓦

✕ 伝建地区内の建築物屋根で、使用できない瓦の例



黒色・銀ねずみ色以外の和瓦



洋 瓦



金属板折板葺



平板スレート葺
(コロニアルガラス)



ガルバリウム鋼板

A15 ※	【住宅】 屋根瓦は、黒色又は銀ねずみ色の和瓦（粘土瓦、陶器瓦、セメント瓦等）とする。 【その他（店舗・倉庫・車庫等）】 屋根瓦の色彩や形状は、周囲の伝統的建造物に調和するものとする。	重点
----------	---	----

表 地区別の屋根瓦の基準一覧

形状 エリア		和瓦 粘土瓦/ 陶器瓦 セメント瓦	平板瓦	新素材 和瓦風	洋瓦	金属板 折板葺	平板 スレート葺	ガルバ ニウム 鋼板	その他
伝建地区	主屋・住宅	○	○	○	×	×	×	×	×
	その他 蔵・倉庫・ 車庫等								
（伝建地区除く） 景観形成重点地区	主屋・住宅	○	○	○	×	×	×	×	×
	その他 蔵・倉庫・ 車庫等					○	○	○	△

凡例 ○：使用可能，△：場合によっては使用可能，×：使用できない

※サンプルを持参し、窓口で相談してください。その他の新素材についてはご相談ください。

※注意）参考の一覧表となります。光沢の有無や色彩については、別途、サンプル等で判断しますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

⑤ 外装材（庇・軒・外壁・建具・基礎）

➡外装材は、以下のものについて景観形成基準で設定しています。



庇（ひさし）は窓や出入口（玄関・エントランス）の上に取り付けられるでっぱり部分のこと

建具は、建築物の開口部に設けられる開閉機能を持つ仕切り。おもに壁の開口部に取り付けられる扉や窓



外壁は、建築物の外部に面する壁のこと

軒（のき）は、建物の屋根で、外壁の線から外に突出した部分をいう。

基礎は、建物を支える土台の部分のこと

ア) 庇

A16	住宅・その他(蔵・倉庫等)の庇は、瓦葺き又は板葺き若しくは金属葺（茶褐色又は灰色）とする。	伝建
-----	---	----

➡ 伝建地区の建築物の庇は、公道から見えるか否かに関わらず、外観や屋根との調和を図るため、瓦葺き又は板葺き若しくは金属葺（茶褐色又は灰色）とします。



玄関の庇（瓦葺き）



金属葺の庇

イ) 軒裏

A17	住宅・その他(蔵・倉庫等)の軒裏は、木質系材料とし、雨樋の色は茶褐色又は灰色とする。	伝建
-----	--	----

➡ 建築物の軒裏は、伝統的建造物の外観や屋根との調和を図るため、木質系材料とし、不燃材料を使用する場合は、木目調シートの使用や色彩を工夫します。



木材の軒裏の雨樋（半円型）



竹の雨樋（森重堅邸）



角型の雨樋



特殊型の雨樋



不燃系・ケイカル板



不燃材・木目調シート

ウ) 外壁

A18-1	住宅の外壁は、ささらこ押縁下見板張、焼杉板張、縦羽目板張、白漆喰塗等の木質系又は無彩色に近い仕上げとする。	伝建
A19-1	その他(蔵・倉庫等)の外壁は、伝統的建造物の特性に類似したものとし、色は茶、白、乳白色、灰色とする。	伝建

A18-2	住宅の外壁は、ささらこ押縁下見板張、焼杉板張、縦羽目板張、白漆喰塗等の木質系又は無彩色に近い仕上げ、若しくはこれらに類するもので、色は茶、木目調、白、乳白色、灰色等を基本とする。	伝建
A19-2	その他(蔵・倉庫等)の外壁は、伝統的建造物の特性に類似したものとし、色は茶、木目調、白、乳白色、灰色等の木質系又は無彩色に近い仕上げとする。	伝建

➡ 木材保護塗料や防腐剤塗料で外壁を塗装する場合は、以下の色を参考にしてください。

参考：木材保護塗料を使用する場合

- ・シルバークレイ 1.4Y4.5/0.6
- ・ウォルナット 5.6Y3.4/2.4
- ・パリスンダ 7.0YR2.8/0.8

※マンセル値はメーカーHP より（参考値）

シルバークレイ

ウォルナット

パリスンダ

◎ 伝建地区で利用できる外壁の例



ささらこ押縁下見板張



焼杉板張



縦羽目板張



白漆喰塗



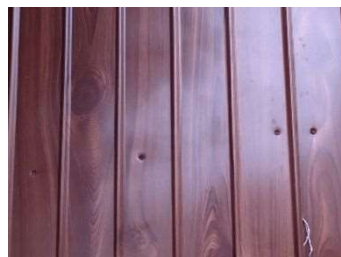
木質系サイディング材



無彩色の外壁材



窯業系サイディング（木目調）



金属系サイディング（木目調）

✕ 伝建地区では好ましくない外壁材・公道から見えない配置や工夫が必要な例



モルタル吹付・モルタル



タイル・レンガ



サイディング材（レンガ調）

⑤-4 建具

A20	住宅・その他(蔵・倉庫等)の建具は、外壁等と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。外部に面する建具・雨戸は木製外壁等と調和する木製等とし、玄関は引戸とする。色は茶、黒褐色系又はこれらに類するものを基本とする。 <u>開口部の特に必要な箇所</u> ^{※1} には <u>格子</u> ^{※2} を取り付けるものとする。	全区域
-----	--	-----

※1 開口部の特に必要な箇所とは、道路から見える玄関や窓のことを指します。

※2 格子とは、角材を縦横に組み上げた建具です。

■玄関

○玄関は、木製+ガラスが望ましい。アルミサッシは茶系とします。

○玄関の構造は、原則、引戸とします。

○格子戸等で景観に配慮すること。格子は縦型が望ましいですが、横格子等も設置できます。



引き戸・木製格子戸



引き戸・木製格子戸



アルミサッシ格子(茶系)

■勝手口

○勝手口は、引き戸・開き戸のどちらも使用できます。

○通風網戸付既製品（アルミ）は、使用できるものとします。



開き戸の勝手口

■外部窓

○木製二重窓（戸じゃくり、気密性に注意）

○アルミサッシ+内部障子または木製ガラス戸

○アルミサッシ（ペアまたは二重形式）

○外部窓は、格子戸等で景観に配慮するものとします。

○縁側等の大きな開口部は、格子は設置しなくても良いですが、デザインや色彩を工夫するものとします。



台所の窓：すりガラスに格子柵



道路に面した窓には格子の設置



■雨戸・網戸

○雨戸や戸袋は、木製が望ましいですが、木製を使用しない場合は、デザインや色彩に工夫します。

○雨戸シャッターの設置は可能です。色彩は茶系とします。



木製の雨戸・戸袋



雨戸シャッター



雨戸シャッター

⑤-5 車庫・倉庫の扉、シャッター

A21	公道から見える扉は、木製とする。	伝建
-----	------------------	----

➡ 伝建地区の車庫・倉庫（土蔵を除く）の扉は、木製が望ましいです。



伝建地区内車庫（木製・引戸）



伝建地区内・車庫（木製・引戸）



車庫扉（木製・引戸）

A22	車庫・倉庫・店舗に鋼製のシャッターを設置する場合は、周辺の伝統的建造物群に調和する色や意匠にする。	全区域
-----	---	-----

➡ その他地区の車庫・倉庫の扉は、鋼製のシャッターの場合、周辺の景観に配慮した色彩（茶色、乳白色、白色、灰色）のものを使用し、絵画などによる装飾は避ける。



木製シャッター(茶色)



鋼製シャッター(木目調)



鋼製シャッター(乳白色)

⑤-6 基礎

A23	住宅・その他(蔵・倉庫等)の基礎は、金属部分や合成樹脂系素材部分が目立たないように、周囲の景観と調和する材料・仕上げ・着色とする。見え掛かりの大きな部分は板壁で隠すものとする。	伝建
-----	--	----

➡ 特定物件の基礎は、基礎石の上に柱が建てられています。改築では、既存の基礎石の使用が望まれますが、構造上危険な場合も考えられますので、相談してください。

➡ 基礎構造を布基礎にする場合は、外観等に調和するように努める。



樹脂製基礎、格子柵の設置



特定物件の基礎石

3) 屋外設備等

① 住宅・その他（蔵・倉庫等）の設備機器

C1

住宅・その他（蔵・倉庫等）の設備機器等は、公道から見えない配置・形状とし、外観上目立たない材料・仕上げ・着色とする。

- ➡ 室外機や量水器、プロパンガスなどの屋外に設置する設備機器等は、建築物や植栽の裏側など、見えない位置への設置が必要です。また、できる限り目立たないような茶系の塗装を施すなど、景観への配慮が必要です。
- ➡ やむを得ず正面に設置する場合は、建築本体と調和した素材、形態の目隠しで覆うなどの工夫が必要です。



景観に配慮した配管の色



家の裏の引込柱



消防ホース収納庫



ガスポンプは見えない位置に設置



メーターの目隠し



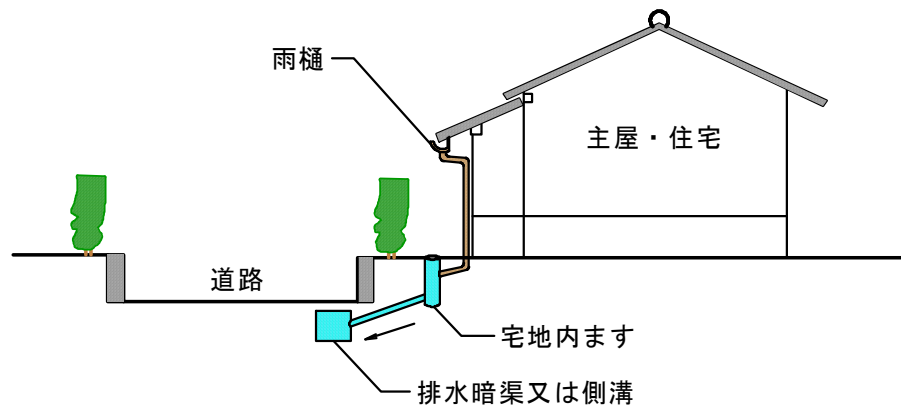
室外機の目隠し

② 配管

C2

住宅・その他（蔵・倉庫等）の配管は、公道に面した石垣等に露出させないものとする。

→新たに宅地内の排水を配管する場合は、公道に面した石垣の見える場所に穴をあけて配管せずに、排水管のルートを変更するなどして、露出させないようにします。



配管のイメージ図

③ 自動販売機

C3

自動販売機の設置は、歴史的景観に調和するように配慮する。

〔ポイント〕建物と一体的に設置する、色彩を茶系・無彩色にする、背面の建物の外壁に類似した色彩にするなど配慮が必要です。

● 色彩に配慮した自動販売機の設置事例



景観に配慮した木枠の設置例



公道から見えない位置に設置
地域色のデザイン



茶系の色彩にした自動販売機

4) 色 彩

色彩基準は、景観形成重点地区の伝建エリア、亀甲城エリア、本町馬場エリアについて第1種色彩基準を、それ以外のエリアについては、第2種色彩基準を適用するものとします。

表 エリア別色彩基準

区域・エリア		色相	明度	彩度
景観形成重点地区	伝建エリア	第1種色彩基準		
	亀甲城エリア			
	本町馬場エリア			
	上記以外のエリア	第2種色彩基準		

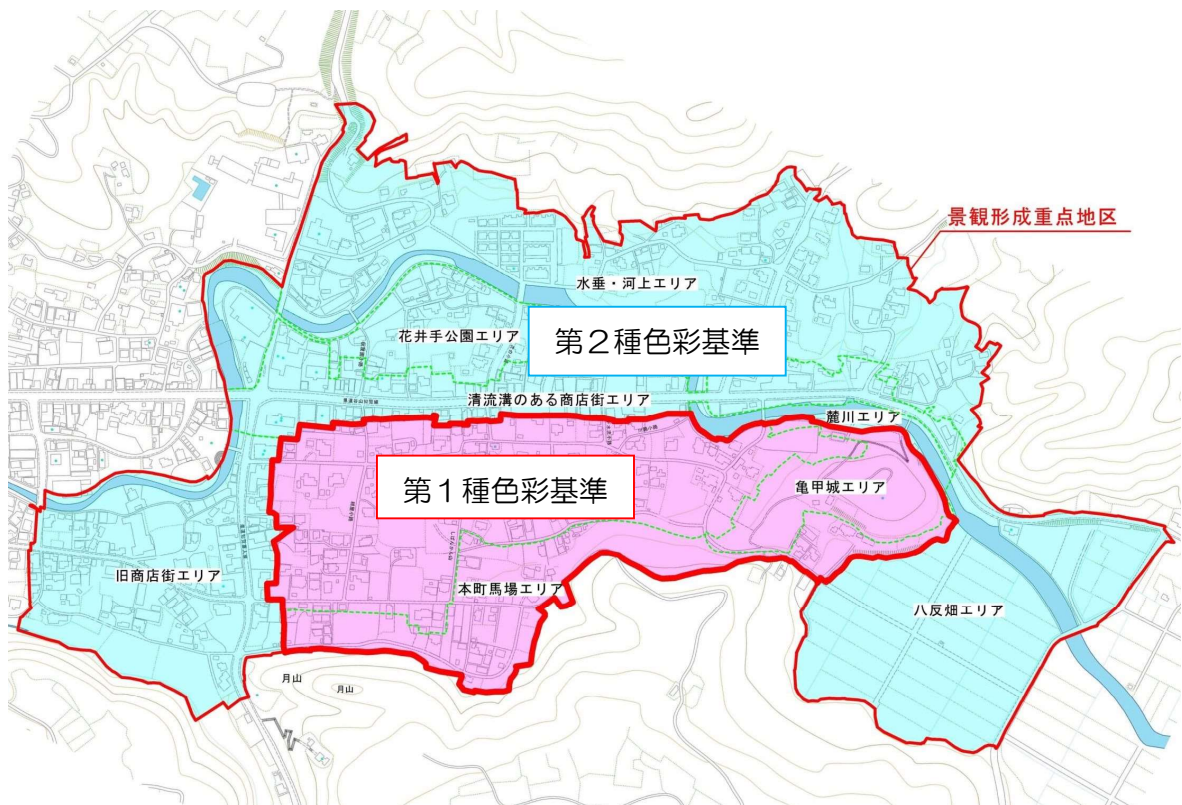


図 色彩基準エリア区分図

第1種色彩基準

D1	・全てにおいて極端に暗い『見た目の黒』は避け、生垣や母ヶ岳等、自然色彩に調和する色彩とする。 ・別に定める基準外の色を使用する場合は、市との協議等を経て、市長が認めた場合のみとする。	第1種色彩
----	--	-------

- ➡ 伝建地区は、南九州の気候風土の中長い時間をかけて形成された色彩を有し、自然と調和した複雑かつ豊かな表情を見せており、一定の色相以外は調和を崩す懸念があることから、使用可能な色相をY R（黄赤）～Y（黄）に制限します。
- ➡ 彩度の実情が概ね「0.5～2.0」となっていたことから、彩度基準は「2.0 以下」、明度も中明度までとし、周囲の街なみや自然と調和させます。
- ➡ 「見た目の黒」というものは、色見本帳等では暗く見えなくても、実際の光環境で見た場合、かなり黒く見える色です。具体的には、自然界の明度は概ね 2.5～3.0 を下限とするので、これ以下がひとつの目安になります。
建物の外壁など、大きな面積となる場所への使用を避けましょう。
- ➡ ただし、伝建条例では茶、白、乳白色、灰色を基本としており、伝統的工法としての土壁や漆喰仕上げに関しては、明度9程度の白も使用ができるものとします。

第一種色彩基準（伝建エリア、亀甲城エリア）

行 為		色 相	彩 度	明 度
建築物 工作物	屋根	N（無彩色）	—	6以下
	外壁	5YR～5Y	2以下	5以下
	工作物	5YR～5Y	2以下	5以下
舗装	—	5YR～5Y	2以下	7以下

使用可能な色の例



第2種色彩基準

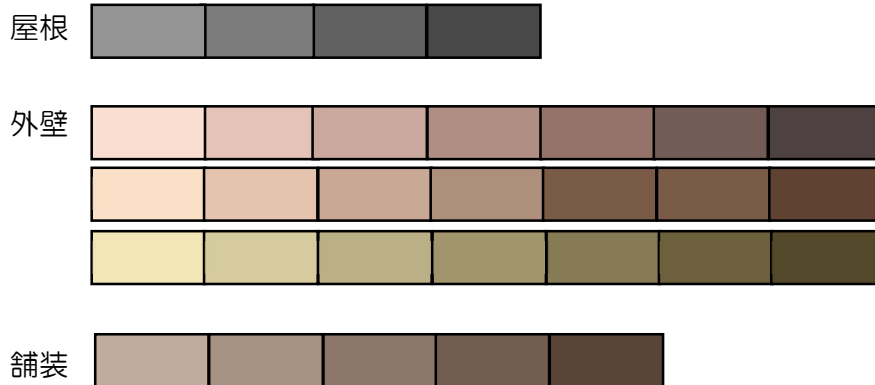
D2	・ 全てにおいて極端に暗い『見た目の黒』は避け、生垣や母ヶ岳等、自然色彩に調和する色彩とする。 ・ 別に定める基準外の色を使用する場合は、市との協議等を経て、市長が認めた場合のみとする。	第2種 色 彩
----	--	------------

- ➡ 景観形成重点地区は、商業エリアの賑わいも重要であることから、建築物の外壁は、伝建地区より彩度値を1程度あげることとします。但し、色相は、武家屋敷とのイメージ統一を図るため、一定の範囲内とします。
- ➡ 特に、無彩色の安易な採用は避け、十分な注意が必要です。
 - ・ 周辺の街なみと調和し、突出した印象とならないよう配慮すること。
 - ・ アクセントカラーは、色彩基準内で、周囲から突出しないよう配慮すること。
 - ・ 茶、白、乳白色、灰色を基本とすること。
 - ・ 壁や屋根における高彩度色は避けること。
 - ・ 第1種色彩基準の地域と同じく、「見た目の黒」は、大面積の使用が景観に影響するため、これを避けること。

第2種色彩基準（清流溝のある商店街エリア、旧商店街エリア、花井出公園エリア）

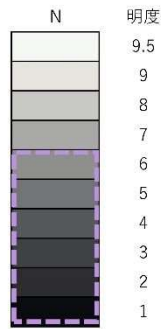
行 為		色 相	彩 度	明 度
建築物 工作物	屋根	N（無彩色）	—	6以下
	外壁	10R～2.5Y	3以下	9以下
	工作物	5YR～5Y	2以下	9以下
舗装	—	5YR	2以下	7以下

使用可能な色の例

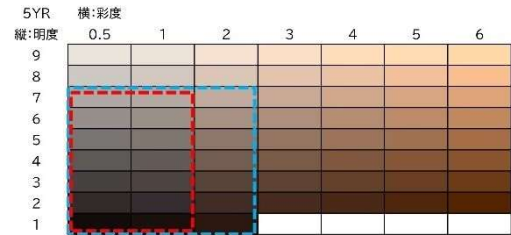


マンセル表示色の例

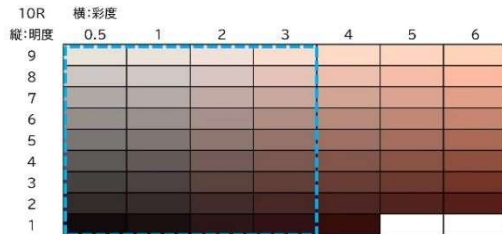
屋根：無彩色



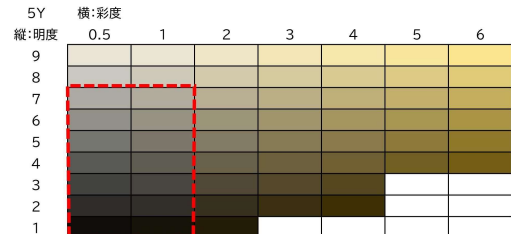
路面舗装：5YR



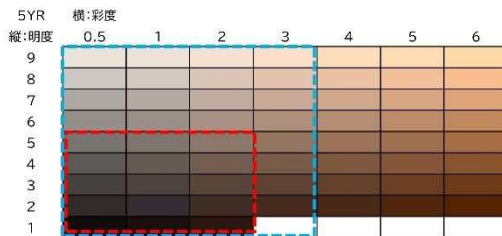
外壁：10R



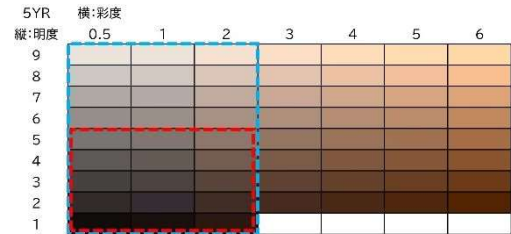
路面舗装：5Y



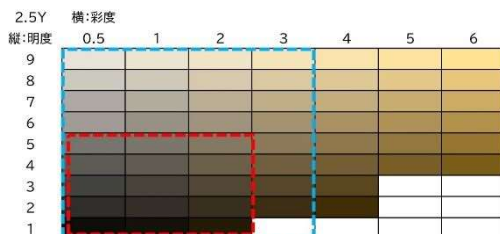
外壁：5YR



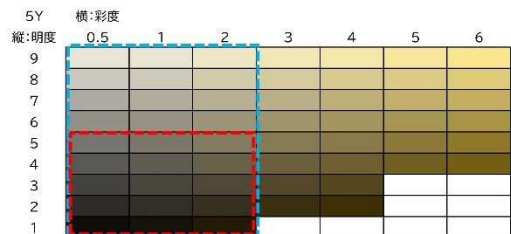
工作物：5YR



外壁：2.5Y



工作物：5Y



凡例

全区域共通

第一種色彩基準

第二種色彩基準

5) 外構・緑化

外構は、腕木門、石垣・擁壁等、歴史的景観を形成する重要な構成要素となっています。

① 腕木門

E1	・腕木門は、伝統的建造物に準じたものとする。 ・新たに腕木門を設置する場合は、既設の腕木門の配置・形状・素材・構造・色彩に準じたものとする。 ・構造の基準は、格式によって設定せず、現況の景観と調和したものとする。	全区域
----	--	-----



1 段の腕木門



2 段及び袖壁の腕木門

② 石垣・擁壁

E2	・公道に面する部分及び見え掛かりとなる部分の石垣・擁壁・石塀は、保存地区内の伝統的な石垣とする。 ・石垣は、野面の切石または玉石とし、石面は伝統的な石垣の仕上・積み方と同等とする。 ・素材は、極力地元産を使用するものとし、調達が困難な場合は、既存の石材と同等の県内産のものとする。	伝建
----	--	----

- ➡ かつてあった石垣を復元するものについては、伝建地区の文化財調査結果に基づくものとします。
- ➡ 公道に面する部分及び見え掛かりとなる部分へのコンクリート擁壁やブロック塀、板塀、竹柵等の設置はできません。



伝統的な石垣（切石）



伝統的な石垣（玉石）

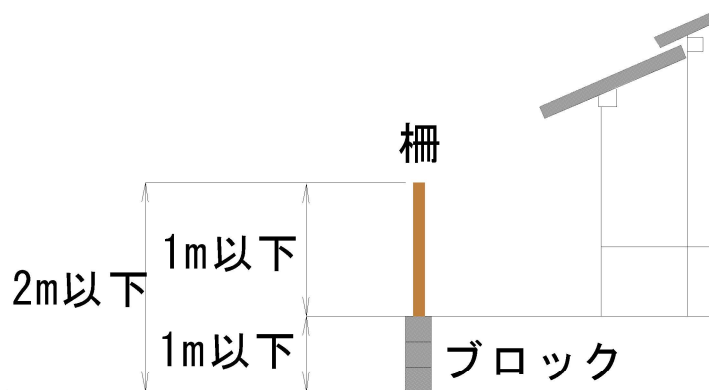


石 塀

E3	・擁壁は、歴史的景観に配慮した形態・意匠・素材を工夫するものとする。 ・地域を特徴づける石垣や既存の樹木等はできる限り保全・活用するものとする。 ・長大な壁面、人の目線よりも高い擁壁は、極力避け、圧迫感のないものとする。 ・化粧ブロック等では、けばけばしい色彩の使用や吹付塗装等は避け、色彩基準に則り、自然石に準じる仕上げとする。	全区域
----	--	-----

- ➡ 景観形成重点地区においては、伝建地区に準じる景観を創出するため、擁壁等についても、歴史的景観に配慮した形態・意匠・素材とします。
- ➡ 色彩については、50～51 ページの色彩基準を参考にしてください。

◎ 周辺の伝統的建造物に調和する石垣・擁壁の例



石面調の擬石ブロック



巨石積風の擁壁



化粧ブロック（石面調）

❌ 周辺の伝統的建造物に調和しない石垣・擁壁の例



コンクリート擁壁



自然石風の化粧ブロック



一般的なブロック塀



鉄平石野面石積



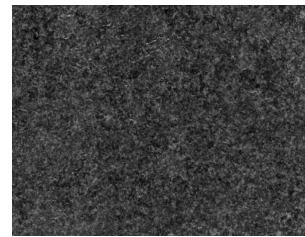
平石小端積（厚：不整形）



化粧ブロック塀（縦筋）



目立つ色の化粧ブロック（石面調）



黒御影石

表 地区別の石垣・擁壁等の基準一覧

形状 エリア	石垣・石塀 ・切石	コンクリート 擁壁	化粧 ブロック塀	一般的な ブロック塀
伝建	○	×	×	×
本町馬場	○	×	△	×
亀甲城	○	×	×	×
清流溝のある商店街	○	×	△	×
旧商店街	○	×	△	×
花井手公園	○	△	△	×
麓川	○	△	△	×
水垂・河上	○	○	○	△
八反畑	○	○	○	△

凡例 ○：使用可能，△：場所によっては使用可能，×：使用できない

※コンクリート擁壁（L型擁壁，重力擁壁，間知ブロック等）

※その他の擁壁類の場合は，図面を持参し，窓口で相談してください。

③ 石柱門・門壁

E4	石柱門・門壁の配置・形態・構造・素材は、既存の伝統的建造物に準じたものとする。	伝建
----	---	----

● 周辺の伝統的建造物に調和する石柱門の例



伝統的建造物の石柱門



コンクリート門

✕ 周辺の伝統的建造物に調和しない門壁の例



④ 塀・柵・門扉等

ア) 塀・柵

E5	・公道に面する部分及び見え掛かりとなる部分は、周囲の景観と調和し、歴史的風致を著しく損なわないもの若しくは植栽と一体となったものとする。 ・塀や柵に新建材を使用するときは、周囲の景観と調和し、自然素材に準じる仕上げとなるよう、配慮する。	全区域
----	---	-----

- ➡ 塀・柵は、街なみの連続性を創出するうえで非常に重要な要素となります。周囲の景観と調和するもので、歴史的風致を著しく損なわない縦型の板塀や竹垣等を設置するものとします。
- ➡ やむを得ず、上記以外を設置する場合には、目立たない色彩や形態、意匠など、周囲の景観と調和させるものとします。例えば、高さのあるブロック塀は閉鎖的な印象をもたせるため、設置の際は上部に植栽を配置したり、板塀等の自然素材と組み合わせたりする配慮が求められます。
- ➡ 面積が大きくなる場合は、50 ページの色彩基準でいう「見た目の黒」は避け、圧迫感が生じにくいよう色彩を設定しましょう。

● 周辺の景観に調和している塀・柵の例



縦型の板塀（こげ茶色）



緑化フェンス

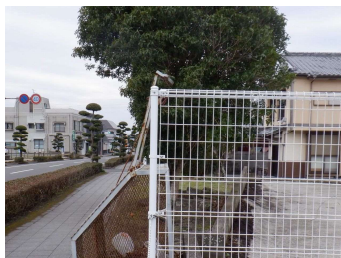


上段はコンクリート塀で下段は石垣の例（瓦葺き屋根付き）



樹脂製竹垣と石垣の組み合わせ

✕ 周辺の景観に調和しない・好ましくない塀や柵の例



金属製メッシュフェンス

イ) 出入口部の柵・門扉

E6	出入口部の柵や門扉の設置は、周囲の景観と調和する、木製若しくは鋼製の茶系塗装とする。	伝建
E7	- 出入口部の柵や門扉、門壁の設置は、周囲の景観と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。 - 門扉は、自然素材とうまく組み合わせることや、自然素材に準ずるような仕上げとし、周囲の景観と調和するものとする。	全区域

◎ 周辺の景観等に調和している出入口部の柵や門扉の例



木製の柵(スライド式)



木製の柵(据え置き型)



木製の門扉

✕ 周辺の景観等に調和しない・好ましくない、出入口部の柵や門扉、門壁の例



アルミ製伸縮門扉



洋風の門扉



洋風の門壁

ウ) その他

E8	出入口付近は、石畳や石段風の仕上げとするように努める。色彩は、景観形成基準 D1 及び D2 に準ずるものとする。	全区域
----	---	-----

- ➡ 素材は自然石に限らず、コンクリートや擬石ブロック等でも可としますが、例えば石畳風に目地を切り、石材を敷き詰めているように見せるなどの工夫をしてください。

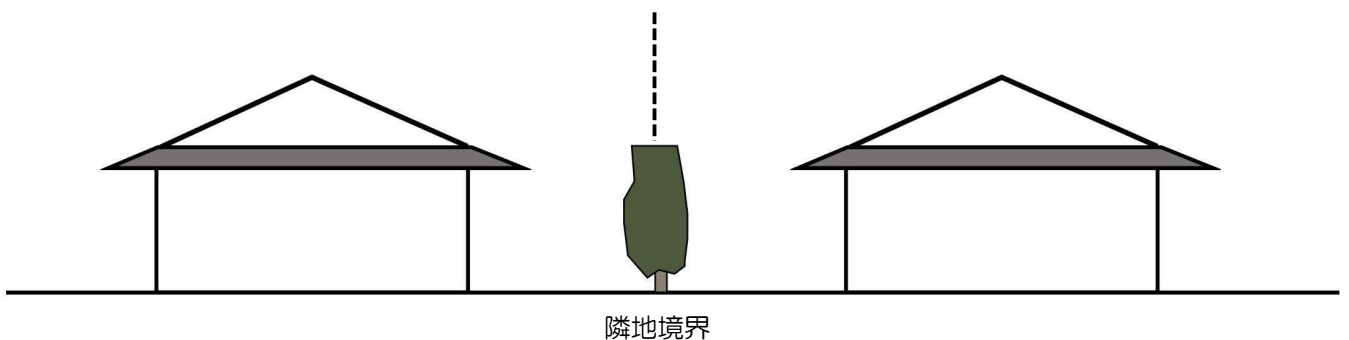
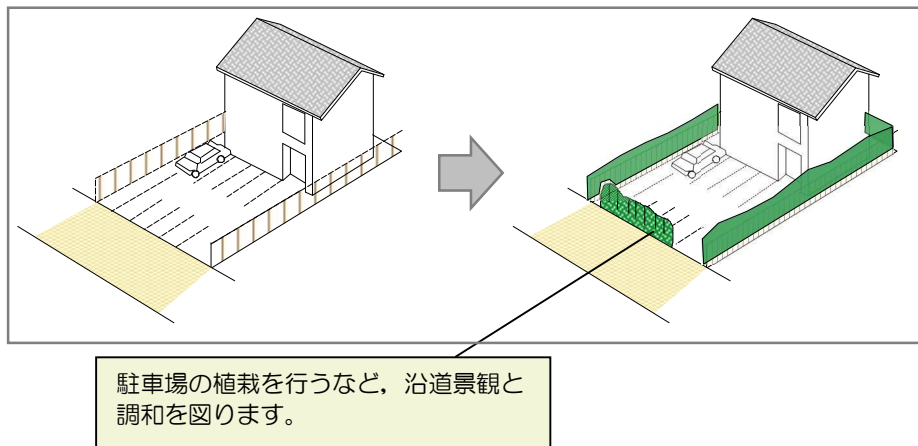
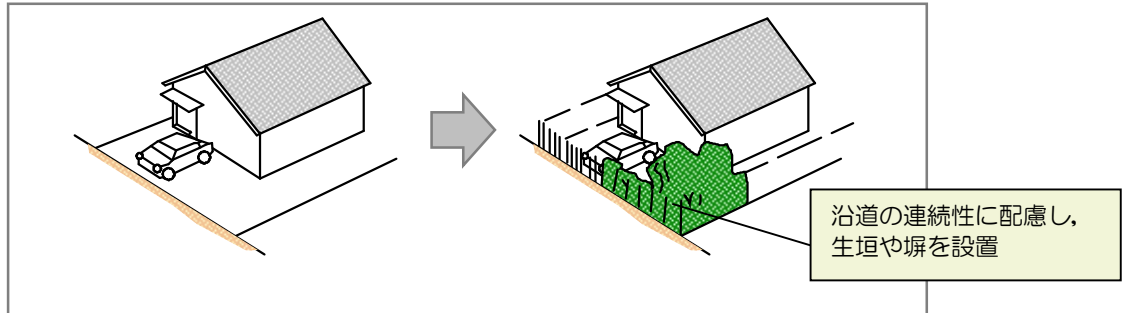


⑤植栽

⑤-1 a 植栽の配置

E9	• 空地、駐車場等は、沿道の石垣や植栽との調和に配慮する。 • 沿道に規模の大きな建物を建設する場合は、駐車場に植栽等を行うものとする。 • 隣接する家屋等との境界には、生垣を設置するように努める。	全区域
----	---	-----

➡ 街なみの連続性を保つため、建築物の前面に駐車スペース等を設ける場合は、道路沿いに門や塀、生垣等を設置します。



⑤-2 生垣

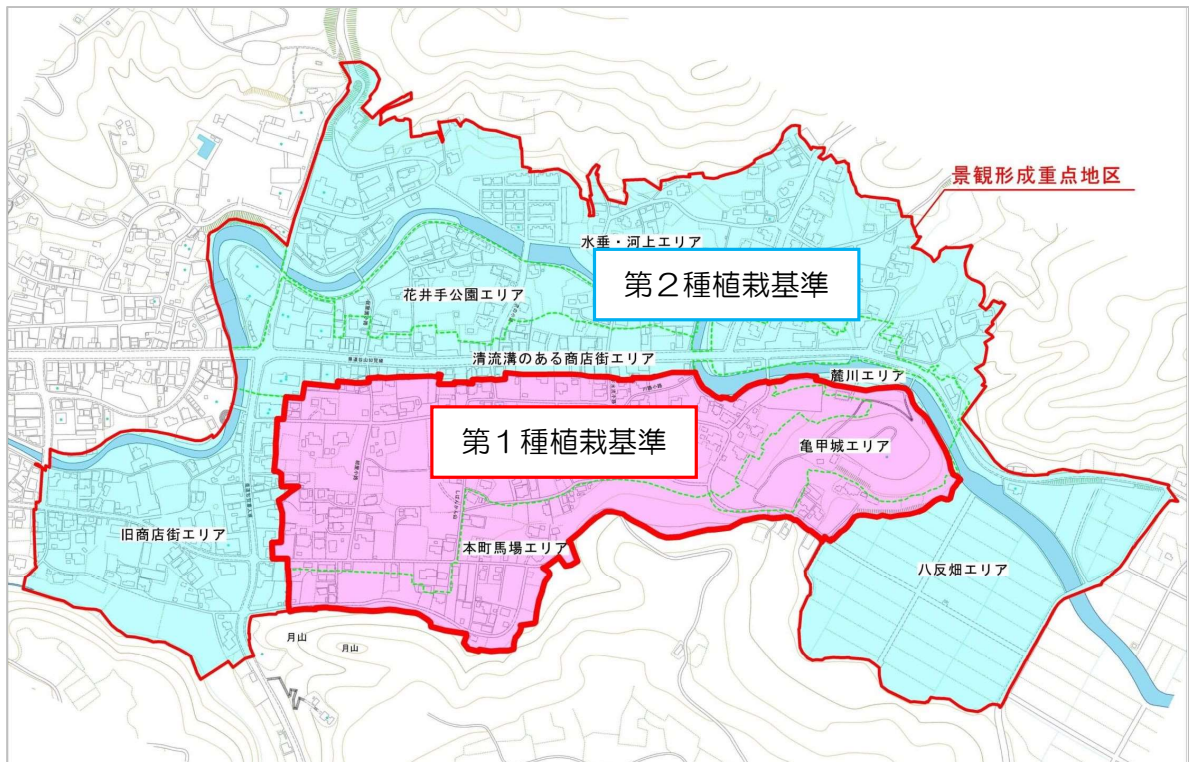


図 植栽基準エリア区分図

E10	生垣をする場合は、低木に茶の木と高木のイヌマキ（またはラカンマキ），竹とする。	第1 種 植 栽
E11	路線等の生垣の樹種は、イヌマキ（またはラカンマキ），茶，アカメガシ，オウゴンマサキ，イスノキ，カンツバキ，竹などとする。	第2 種 植 栽

➡ 第2 種色彩基準の生垣の樹種は、原則として緑の葉色であるイヌマキ（またはラカンマキ），茶，イスノキ，カンツバキとしますが，その他に新芽が赤いアカメガシ，黄葉のオウゴンマサキ，竹も可とし，外来種の樹種は避けるものとします。



高木の生垣は、イヌマキ又はラカンマキで形成

低木は、茶の木

伝建地区の本馬場通り沿いの生垣・2 段配置

樹種別の特徴

	特性	景観性 (美観性)	耐害虫性	維持管理性 (剪定)
イヌマキ	常緑針葉樹 高木 5～10m 生長遅い	街路樹に使われて おり、景観に調和 する	弱い (キオビダシャク)	年 1 回
ラカンマキ	常緑針葉樹 高木 4～10m 生長遅い	イヌマキよりも密 生し美しく仕上 がる		年 1 回
茶	常緑広葉樹 低木 1～2m 生長普通	地域性あり 緑色の葉	強い	年 1 回
アカメガシ (ベニカナメモチ)	常緑広葉樹 中木 3～6m 生長早い	赤色の葉	強い	年 2～3 回
オウゴンマサキ	常緑針葉樹 中木 2～4m 生長やや早い	黄金色の葉	強い	年 2 回
イスノキ (ユスノキ)	常緑広葉樹 高木 8～10m 生長やや遅い	緑色の葉	強い 虫こぶができる	年 2 回
カンツバキ	常緑広葉樹 低木 0.4～1m 生長やや遅い	緑色の葉 11～2 月に赤 (白)色の花が咲く	強い	年 1 回
竹 (※)	常緑タケ類 高さ 1～3m 生長早い	庭園にも使用 黄又は黒紫の桿	強い	年 2～3 回



イヌマキ・ラカンマキ



茶



アカメガシ



オウゴンマサキ



イスノキ



カンツバキ



竹

- ※ 維持管理性は、一般家庭における剪定の目安
※ 竹の記述は、庭園に使用されるカンチク

⑤-3 植栽

E12	・植栽は、既存のイヌマキ、茶等の在来種を優先し、外来種を除いたものとする。ただし、公道から見えないよう敷地内に配置し、高さを3m以内に抑える場合は、この限りではない。 ・植栽の配置は、周辺の伝統的建築物・工作物を損傷しない配植とする。 ・周囲の景観と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。	第1種 植栽
-----	---	-----------

E13	・植栽は、原則として、外来種を除いたものとする。ただし、一人で持ち運べる鉢植えとして家先に飾る場合や、公道から見えないよう敷地内に配置し、高さを3m以内に抑える場合は、この限りではない。 ・周囲と調和しない華美な色彩の花や葉物は、避けるものとする。	第2種 植栽
-----	---	-----------

➡ 伝建地区の歴史的な街なみと調和させるため、華美な色彩や外来種は避けることで、植物による景観も統一感を醸成することができます。

◎ 在来種の例



ソテツ



ヤブツバキ



ウメ

✕ 外来種の例（主に 1610 年以降、新たに栽培されるようになったもの）



アメリカデイゴ（県木）



イペー



ハイビスカス



モクマオウ



サンゴシトウ

植栽の候補樹種

基準	エリア	植 栽	○ 優先樹種	× 好ましくない樹種
第1種植栽基準	伝建エリア 本町馬場エリア 亀甲城エリア	従来の植栽樹種及び地域の在来種を主体とし、外来種は除く。	シイ・カシ類, クスノキ, タブノキ, ヤブツバキ, ウメ, イヌマキ, 茶, ツツジ など	●地域に生息しない 樹種 ケヤキ, プナ, シラカバ, コニファー類など ●外来種 3mを超える高さになる 高木・亜熱帯植物
第2種植栽基準	上記以外の エリア	原則として、地域の在来種を主体とする。 周辺の歴史的景観を著しく 阻害する外来種は除く。	原則、上記と同等とするが、 外来種の鉢植え等は可とする。 商店街の景観向上に寄与する 草花	アメリカデイゴ, イペー, ハイビスカス, ブーゲンビリア, ヤシ類などの高木類

⑤-4 その他

E14	周囲の景観と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。	伝建
-----	--------------------------------	----

6) 上記以外の工作物

■対象とする工作物

- ・工作物の高さが2mを超えるもの

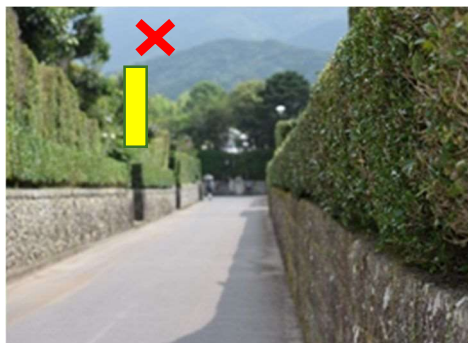
ゴミステーション、バス停などの公共施設やカーポート、自転車の置き場（屋根）は、本来、工作物の届出対象基準以下ですが、良好な景観形成を図る上で重要な工作物として誘導を図っていきます

① 配置・規模

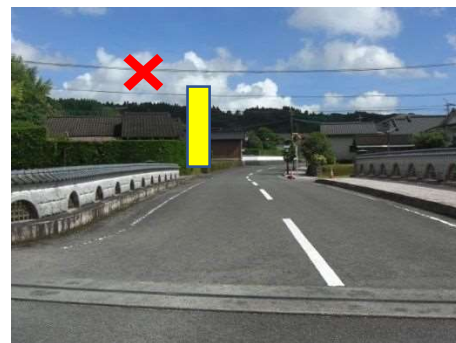
B1	山なみの稜線や借景を保全する配置・規模とする。
B2	歴史文化的な街なみの景観の保全に配慮した配置・規模とする。

② 高さ

B3	工作物の高さは、周辺の街なみから突出しない高さとなるよう配慮する。 また、背景となる山なみや丘陵地を遮らない高さとする。
----	---



背景となる山なみや丘陵地を遮らない高さ



③ 外観

B4	周辺の山なみや歴史文化的な街なみと調和した、まとまりのある形態・意匠・素材とする。
----	---

- ➡ 工作物の形態・意匠・素材は、その機能上、自ずと決定されますが、周辺の山なみや歴史文化的なまちなみを阻害しないよう配慮します。

④ 外装材

B5 周辺の歴史文化的な街なみと調和した素材とする。

〔ポイント〕 外装材は、原則木材としますが、木目を基調とした新建材も使用可とします。
ゴミステーション等の工作物は、本体を遮蔽するなど、周辺と調和した工夫を行うものとします。



方向表示板



吸い殻入れ



ゴミステーション

B6 【その他（工作物）】 2次製品のカーポートを設置する場合は、直接道路に開口部を設けずに配置し、景観に配慮した色彩に努め、道路から見えないように植栽や塀等を外周に設置するものとする。

➡ カーポートを設置する場合は、配置や色の工夫が必要です。周囲を植栽で隠す、柱や屋根材の色をこげ茶にする、カーポートを脇に設置し、正面からの見えかきが大きくなりすぎないように、間口の大きさを抑える（目安：4m）といった工夫が必要です。

